## 厚 生労働 委員会)

労 働 安全 衛 生法 等 の 部 を 改正する法 律 案 閣 法 第一 号)(衆議 院 送付) 要旨

本 · 法 律 案 ば 働 き 方 の 多 樣 化 が 進 む 中 で、 重 大 な 労 働 災 害 の 頻 発、、 長 時 間 労 働 に .伴う 脳 心 臓 疾 患 ゃ 精 神

障 害 の 増 加 など 労働 者 の 生 命 き 生 活 に か か わ る 問 題 が 深 刻 化 L て L١ ることから、こうした問 題 に 対 処 し

労 働 安 全 衛 生 法 の 部 改 正

<

た

め、

必

要な

措

置

を

講じ

ようとするも

の

で

あ

<u>ו</u>

そ

の

主

な

内

容

は

次

の

ح

お

りで

ある。

て

しし

事 業 者 の 行 う ベ き 調 查 等 及 び 計 画 の

届

出

の

免

除

1

1

事 業 者 は 建 設 物、 設 備、 作 業 等 の 危 険 性 又 は 有 害 性 等 を 調 查 ŕ その結果に基づ ĺ١ て必 要な措

を 講 ずるように 努 め な け れ ば な らな 11

1

に

定

め

る措置

等

を講じ

て

しし

るものとして、

労

働

基

準監督署

長が認定

U

た事

業者につい

ては、

労

働

安 全 衛生 法 に 基づく 建 設 物 又 は 機 械 等 の 設 置 等 の 計 画 の 届 出 義 務 を 免 除する。

2 製 造 業 等 の 元 方 事 業 者 の 講ずべ き 措 置

元 方 事 業者は、 そ の労働者及び関係 請 負 人の労働者の作業が同 の場所において行われることによっ

置

て 生ずる労 働 災 害 を 防 止 す る た め、 作 業 間 の 連 絡 及び 調 整 そ の 他 必 要 な 措 置 を講じ な け れ ば なら つない。

3 化学物質等に係る表示等の改善

危 険 を 生 ず á お そ れ の あ る 物 で 政令で定 め る も の を、 そ の 譲 渡 又 は 提 供 に 際 L て 容 器 又は 包 装 に 名 称

等 を 表 示 L な け れ ば な 5 な L١ 物 に 追 加 す るとと も ۱Ľ 容 器 又 は 包 装 に 表 示 L な け れ ば な 5 な L١ も の ح ل

て、 当 該 物 を 取 1) 扱 う労 働 者 に 注 意 を 喚 起 す る た め の 標 章 で 厚 生 労 働 大臣 が 定 め る も の を 追 加 等す

4 面接指導等

1 事 業 者 は そ の 労 働 時 間 の 状 況 等 が 厚 生 労 働 省 令で定 め る 要 件 に 該当 する労 働 者 に 対 ŕ 厚 生 労 働

省 令 で 定 め る とこ 3 に ょ ı) 医 師 に ょ る 面 接 指 導 を 行 わ な け れ ば な 5 な **!** 

事 業 者 は 面 接 指 導 の 結 果 の 記 録 面 接 指 導 の 結 果 に 基 づ < 必 要 な 措 置 に つ しし て の 医 師 の 意 見 の

取 そ の 必 要 が あ る لح 認 め る 場 合 の 作 業 等 の 変 更 等 の 措 置 を 講 じ な け れ ば な 5 な l,

労働者災害補償保険法の一部改正

就 業 の 場 所 か 5 他 の 就 業 の 場 所 ^ の 移 動 及び住居と就業の 場 所 ع の 間 の 往復に先行 ŕ 又 は 後続する住

居 間 の 移 動 を 通 勤 災 害 保 護 制 度 に お け る 通 勤 に 含 Iめる。

聴

 $\equiv$ 労 働 保 険 の 保

険 料 の 徴 収 等に 関 す る 法 律 の 部 改 正

事 業 /場ごと の 災 害 \_ 率 に ょ 1) 保 険 料 を 増 減 さ せ る 人 ij ッ **|** 制 に つい て、 建 設 事 業等 の 有 期 事 業 に お け る保

険 料 調 整 幅 の 最 高 限 度 を、 四  $\overline{+}$ パ ı セ ン **|** 現 行三十五 パ ー セ ント) に 拡 大する。

四

労

働

時

間

の

短

縮

の

促

進

に

関

す

る

臨

時

措

置

法

の

部

改

正

1 題 名 及び 目 的

題 名 を 労 働 時 間 等 の 設 定 の 改 善 に 関 す る 特 別 措 置 法 に 改 め、 法 の 目 的 を  $\neg$ 我 が 玉 に お け る 労 働 畤

間 等 の 現 状 及 び 動 向 に か h が み、 労 働 時 間 等 設 定 改 善 指 針 を 策 定 す る ح ح も に 事 業 主 等 に ょ る 労 働 畤

間 等 の 設 定 の 改 善 に 向 け た 自 主 的 な 努 力 を 促 進 す る た め の 特 別 の 措 置 を 講ず ることに ょ ı) 労 働 者 が そ

の 有 す る 能 力 を 有 効 に 発 揮す ることができるように ŕ もっ て 労 働 者 の 健 康 で 充実し た生活 の 実 現 ح 玉

民 経 済 の 健 全 な 発 展 に 資すること」 に 改める。

2 事 業 主 の 責 務

事 業 主 は 労 働 時 間 等 の設 定 の改善 を図るため、 業 務 の繁閑に 応じた労働 者の始業及び終業 の 時 刻 の

設 定、 年次有給休暇 を取 得 Ū ゃ す ١١ 環 境 の 整 備 等 の 措 置 を講ずるように努め な け れば ならな ιÌ

3 労働時間等設定改善指針

労 働 時 間 短 縮 推 進 計 画 に 代えて、 厚生労働大臣は、 2に定める事項に関 ŕ 事業主等が適切に対処す

るための指針を定める。

4 労 働 時 間 等 の 設 定 の 改 善 の 実 施 体 制 の 整 備

事 業 主 ば 労 働 時 間 等 の 設 定 の 改 善 に 関 す る 事 項 を 調 查 審議 ŕ 事 業主に意見を述べることを目的と

す る 委 員 会 を 設 置 す る 等 必 要 な 体 制 の 整 備 に 努 め な け れ ば な 5 な ١,

5 労 働 時 間 等 設 定 改 善 委 員 会 の 決 議 に 係 る 労 働 基 準 法 の 適 用 の 特 例 等

労 働 時 間 短 縮 推 進 委員 会 を 労 働 時 間 等 設 定 改 善 . 委 員 会」 に 改 め、 労働時間等設定改善委員会の

決議を労使協定に代えることができること等とする。

6 労働時間短縮支援センターの廃止

指定法人である労働時間短縮支援センターを廃止する。

五 施行期日

この法律は、一部を除き、平成十八年四月一日から施行する。